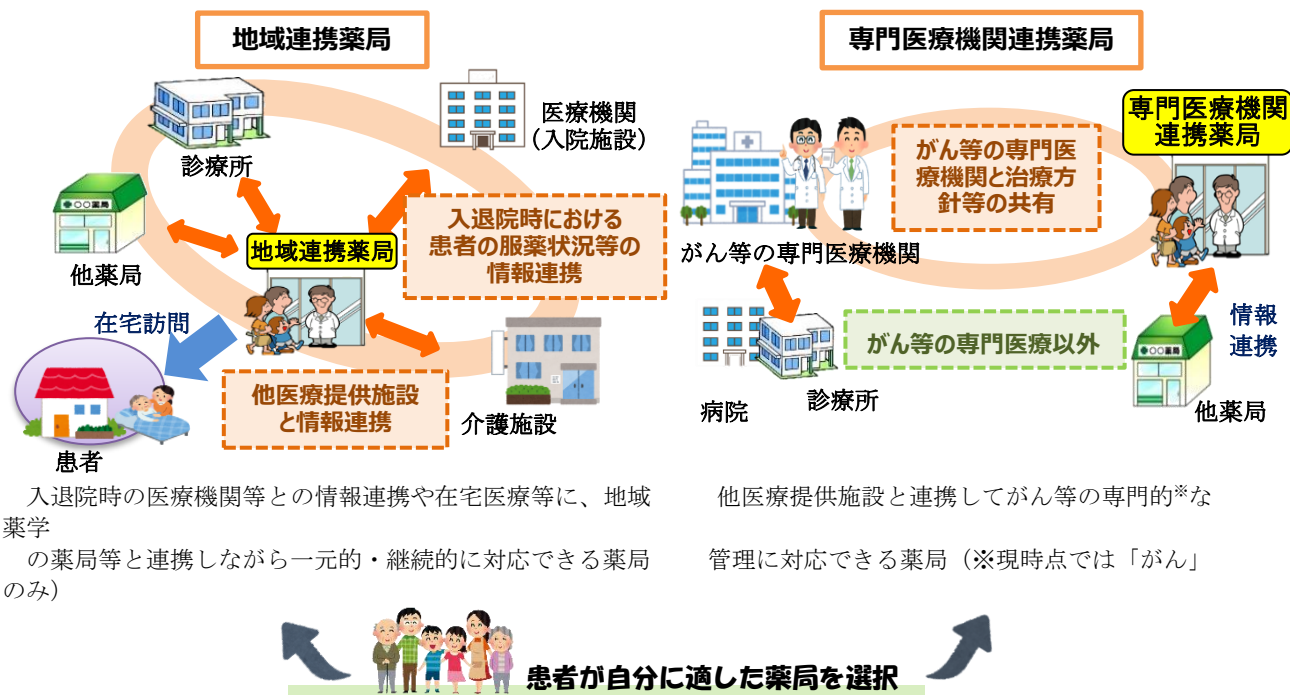


# 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定制度の導入について

## 1. 法改正

- 令和元年 12 月 4 日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 63 号）が公布された。【参考資料 1】
- 令和 3 年 8 月より、薬局の基本的な機能に加えて、がん等の専門的な薬学管理に対応できるなど、特定の機能を備えた薬局を都道府県知事が認定する制度が開始される。【1 年更新】
- 薬事審議会において、薬局の認定に係る事務のうち重要事項を審議することが改正政令※<sup>1</sup>に定められた。



入退院時の医療機関等との情報連携や在宅医療等に、地域薬局の薬局等と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局のみ)

他医療提供施設と連携してがん等の専門的※な管理に対応できる薬局（※現時点では「がん」

## 2. 認定薬局※<sup>2</sup>の概要

### (1) 患者が安心して相談しやすい環境

- ・プライバシー等への配慮した構造設備 等

### (2) 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制

- ・地域ケア会議や退院時カンファレンス等への参加など、関係機関と情報共有する体制【**情報提供の実績も必要**】

### (3) 地域でいつでも相談や調剤に対応できる体制

- ・時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、地域の D I 室※<sup>3</sup> 等

### (4) 高い能力を持つ薬剤師が患者に継続して関わるための体制

- ・ **地域包括ケアシステム研修修了薬剤師／がんの専門性を有する薬剤師の配置**
- ・ **常勤薬剤師の配置**

### (5) 在宅医療への対応＜地域連携薬局のみ＞

- ・ **麻薬、無菌調剤及び医療機器・衛生材料を提供する体制の整備**

【**居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績**】



高い能力を持つ薬剤師

※<sup>1</sup> 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 2 年政令第 228 号）  
 ※<sup>2</sup> 地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定を受けた薬局  
 ※<sup>3</sup> 医薬品を適正に使用するために必要な情報（Drug Information）を収集・整理し、提供する機能